

# 市民が主体のまちづくり

連載  
No.2

## ～名寄市自治基本条例～

今月号では、「名寄市自治基本条例」が定める「議会の役割及び責務」、「議員の役割及び責務」について紹介します。

### 第13条

#### 議会の役割・責務

本条では、直接選挙により選ばれた議員で構成され、地方自治を担う二元代表制の一翼を担う、「議会」の役割や責務について定めています。なお、議会運営の基本的事項等については、「名寄市議会基本条例」で別に定めています。

**公開・広聴**  
審議や活動に関する情報を積極的に市民に公開するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けなければなりません。

**住民自治**  
市民の意思を的確に把握し、政策の形成に反映させなければなりません。

**政策立案**  
立法機能の強化に努め、積極的に政策立案に努めなければなりません。

**機能の充実強化**  
市長等の行政活動を監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めなければなりません。

**責任**  
市の意思を決定する機関として、総合的視点と展望を持って責任を果たさなければなりません。

### 第14条

#### 議員の役割・責務

本条では、直接選挙によって選ばれ、市民の代表としてその信託に応える「議員」の役割や責務について定めています。



**政策形成能力の向上**  
自らの政策形成能力を高めるため、まちづくりに関する情報収集と調査研究に努めなければなりません。

**市民意思の反映**  
まちづくりに市民の意思を反映させなければなりません。

**公正・誠実**  
市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。